○小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則 平成7年3月31日規則第16号

改正

平成9年12月15日規則第45号 平成19年3月31日規則第24号 平成28年3月31日規則第41号

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成6年小田原市 条例第21号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。

(駐車施設を必要としない施設)

第2条 条例第5条第1項ただし書に規定する駐車施設を必要としない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校及び特別支援学校とする。

(荷さばき駐車施設を必要としない面積)

第3条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

(駐車施設の附置届)

第4条 条例第12条の規定による駐車施設の附置の届出は、駐車施設届出書(様式第1号)及び駐車施設調書(様式第2号)に、別表に掲げる図書を添付して、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出前(確認を要しない場合にあっては、工事着手前)に行うものとする。届け出た事項を変更するときも同様とする。

(工事完了届)

第5条 前条の規定による届出をした者は、工事完了後速やかに工事完了届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査員証)

第6条 条例第15条第2項の証明書は、立入検査員証(様式第4号)による。

(措置命令)

第7条 条例第16条第2項の書面は、様式第5号による。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
 - (小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の廃止)
- 2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則(昭和48年小田原市規則第45 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた届出その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際既に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出した者に係る第4条の規定の適用については、同条中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出前(確認を要しない場合にあっては、工事着手前)に」とあるのは「この規則の施行後速やかに」とする。

附 則 (平成9年12月15日規則第45号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第41号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	図面の種類		明示すべき事項
条例第5条、		付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
			縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車施設内外の車
			路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅
第6条及び第	施設		員
8条の規定に		各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模、各階の用途並びに駐車施
よる駐車施設			設内外の車路及びその幅員
の附置の届出	物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、位置並びに敷地が接する
			道路及びその幅員
		各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模及び各階の用途
条例第11条の 規定による駐 車施設の附置 の届出	駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設
			を設けなければならない建築物の距離及び位置
		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、位置、駐車施設内外の車
			路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅
			員
		各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模、各階の用途並びに駐車施
			設内外の車路及びその幅員
		登記簿謄本の写し(当	
		該土地又は建物が自	
		己の所有に属しない	賃貸借契約書の写しの場合にあっては、契約期間
		ときは、賃貸借契約書	
		の写し)	
	物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、位置並びに敷地が接する
			道路及びその幅員
		各階平面図	縮尺、方位、間取り、規模及び各階の用途

備考 配置図及び各階平面図は、縮尺300分の1以上とすること。

様式第1号(第4条関係) 略 様式第2号(第4条関係) 略 様式第3号(第5条関係) 略 様式第4号(第6条関係) 略 様式第5号(第7条関係) 略